

平成26年 1月24日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀本部

高速増殖原型炉もんじゅの炉内中継装置の落下に係る  
損害賠償に関する調停の成立について  
(お知らせ)

平成22年8月26日に発生した高速増殖原型炉もんじゅの炉内中継装置の落下について、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は、平成25年8月9日、東京地方裁判所に対し、当該機器を製作した株式会社東芝（以下「東芝」という。）を相手方として、原因調査費用・復旧費用等についての損害賠償を求める民事調停の申立てを行いました。

調停においては、双方の主張に隔たりはありましたが、同裁判所からの調停勧告に従い、平成26年1月24日、東芝が原子力機構に1億円を支払うことを内容とする調停が成立しました。

【主な経緯】

平成22年	
8月26日	燃料交換後片付け作業中における炉内中継装置落下
平成23年	
6月23日～24日	炉内中継装置の引抜き作業の実施
平成24年	
3月9日	炉内中継装置の落下に係る原因と対策について取りまとめ結果を公表
6月21日	使用前検査を受検し、新しい炉内中継装置の機能確認が完了
8月8日	炉内中継装置の落下に係る復旧完了
平成25年	
8月9日	調停申立書の提出
平成26年	
1月24日	調停の成立

以上